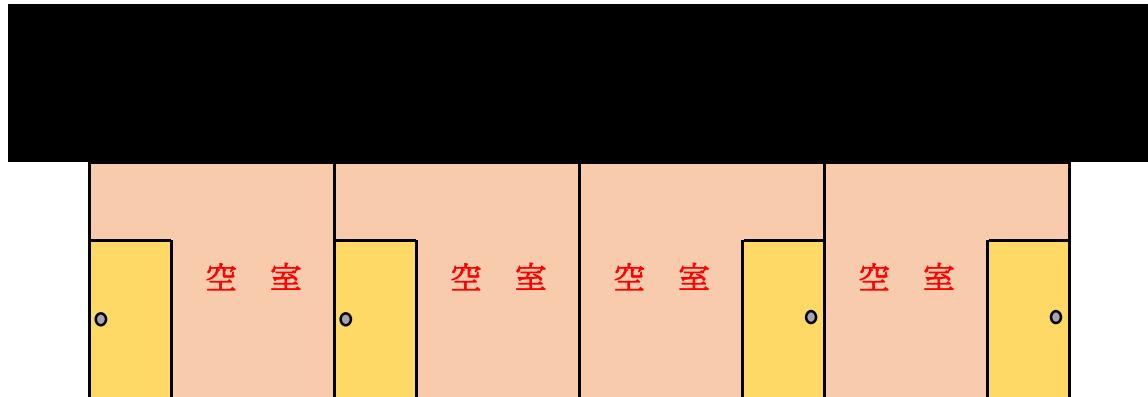


1 法の対象となる空家等

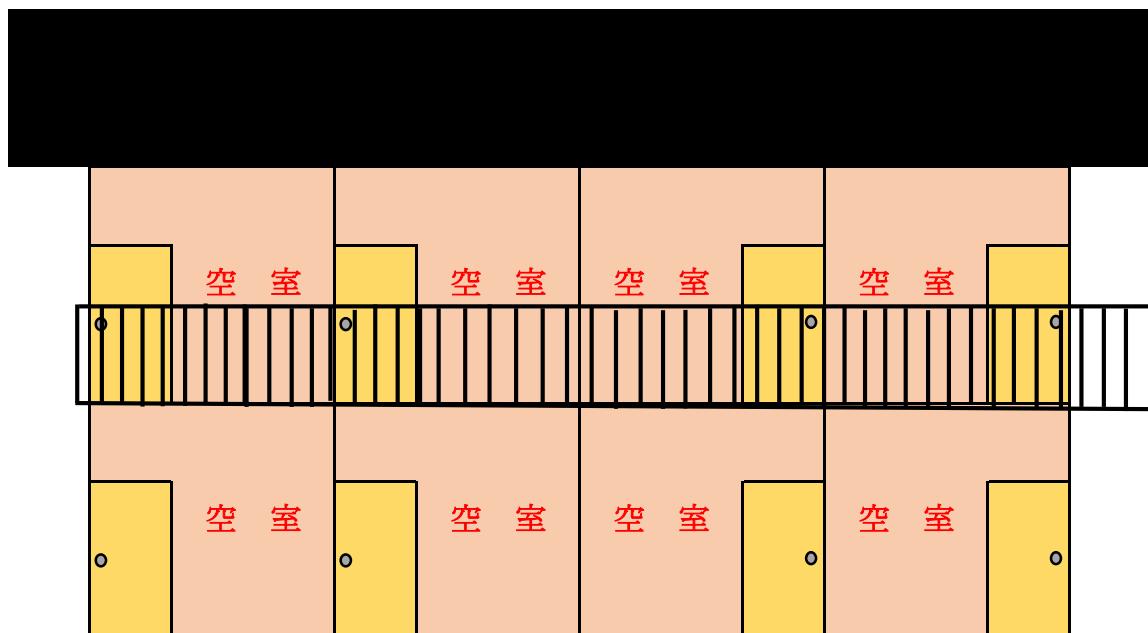
(1) 長屋の場合

すべての住戸が空いている状態であることから、建築物全体で法の対象となる空家等となります。



(2) 共同住宅の場合

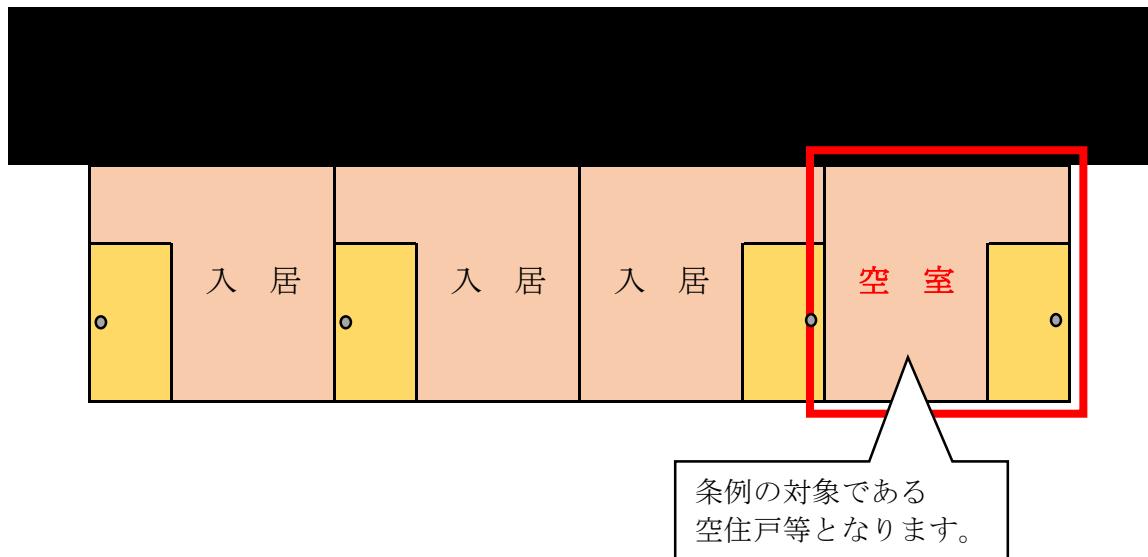
すべての住戸が空いている状態であることから、建築物全体で法の対象となる空家等となります。



2 法の対象とならない空家等（条例の対象となる空住戸等）

（1）長屋の場合

すべての住戸が空いている状態でないことから、建築物全体で法の対象とならない空家等となります。条例の対象である空住戸等となります。



（2）共同住宅の場合

すべての住戸が空いている状態でないことから、建築物全体で法の対象とならない空家等となります。条例の対象である空住戸等となります。

